

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定介護予防サービス事業者の指定
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 2 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日 条例 第 6 9 号) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 1 1 年 9 月 1 7 日 老企 第 2 5 号) <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員に関する基準 設備に関する基準 運営に関する基準
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日 設定 平成 2 5 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月 1 0 日までに申請があったものを審査し翌月 1 日に指定を行なう。
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		